

会長	局長	主幹兼係長	係

令和3年度
〔天城町農業委員会〕
3月定例総会議事録

署名委員 榮 徳男

署名委員 勝尾 真一

天城町農業委員会 3月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4年 3月 15日 (火) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 18

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 1名 6番小林 耕作

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	主幹兼係長	川口 正幸
3	係長	城 光寿			

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	地籍調査室	福田 浩二	2	地籍調査室	條 寿幸

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議席の指定について
- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第42号 地籍調査事業に伴う地目変更の認定について
- ・議案第43号 農地法第3条の規程による許可申請について
- ・議案第44号 農地法第4条の規程による許可申請について
- ・議案第45号 農地法第5条の規程による許可申請について
- ・議案第46号 非農地証明願申請について
- ・議案第47号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

- ・農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届出について

開会 13時30分

議長
(仲会長)

本日の定例総会に小林委員から欠席届が出ておりこれを承認してあります。
ただいまの出席委員は18人です。過半数以上の出席ですので本定例総会は成立しました。
これから令和4年3月天城町農業委員会定例総会を開会します。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第18条の規定により榮委員と勝尾委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。
本日の定例総会の会期は日程通知の通り本日1日にしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
よって本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。
次に本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これにご異議はありますか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第42号 地籍調査事業に伴う地目変更の認定についてを議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

(事務局の説明)

事務局
(城)

詳しくは地籍調査室の担当が見えていますので、あともって質疑の中で説明をお願いします。

議長

ここで議長を中島会長代理と交代します。

中島会長代理

それでは本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
まず与名間地区について前田委員をお願いします。

前田委員

地籍調査事業に伴う地目変更について、調査報告をいたします。
3月8日、火曜日、午後4時から、与名間地区の地籍調査について、地籍調査室の職員から資料に基づき、現地にて説明を受けました。畑から宅地、田から原野等など、いづれも現況どおりであることを確認しました。また、地権者からの同意もあるとのことですので問題ないと思われまます。以上で、報告を終わります。

中島会長代理

次に西阿木名地区について仲委員をお願いします。

仲委員

西阿木名地区については、3月9日、午後1時10分から現地確認を行いました。与名間同様、現地にて説明を受け確認し、地権者からの同意のうへと確認をしております。以上で、報告を終わります。

中島会長代理

これから本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。

本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって本案は審議の結果これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

議長

日程第4、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号142番から150番の説明を求めます。

事務局
(城)

(事務局の説明)

それでは本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号142番と143番を一括審議とします。

それでは担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号142番と143番の説明をいたします。142番につきましては譲受人と譲渡人は孫になります。場所は参考資料1ページ、天城の点滅信号を海側に行く通り沿いになります。畑総地区ですので問題ないと思います。143番譲渡人と譲受人は親子になります。参考資料2、3ページ空の駅から洞穴に向かう途中になります。地籍も入っており問題ないと思われま。3ページはカーシティーからN氏牛舎を過ぎてすぐになります。畑総地区ですので何ら問題ないかと思ひます。皆様のご審議をお願いします。

議長

これから本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから申請番号142番について採決します。

お諮りします。

本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。

よって申請番号142番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号143番について採決します。

お諮りします。

本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。

よって申請番号143番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長

それでは申請番号144番について担当委員の調査報告を求めます。

富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号144番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料4 ページ T 建設さんを北部に行く通り沿いにあります。3月4日に現場を確認しに行きました。現在さとうきびが植えられており何ら問題ないかと思ひます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから申請番号144番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号144番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号145番について担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員をお願いします。

貞山委員

申請番号145番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料5 ページ天城の集落内になるのですが、譲渡人の実家の裏になります。しっかり管理されており何ら問題ないかと思ひます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから、申請番号145番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号145番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号146番について担当委員の調査報告を求めます。
前田委員、里村委員をお願いします。

前田委員

申請番号146番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。数年前から息子さんが管理してありますが今回贈与として申請が来ております。何ら問題ないかと思ひます。

里村委員

続きまして7ページ天城になります。天城の4か所について譲受人に案内を受けて現場を確認しました。サトウキビが植えてあり境界などもしっかりしているそうです。何ら問題ないかと思ひます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから申請番号146番について、採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。

よって申請番号146番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号147番と148番を一括審議とします。
担当委員の調査報告を求めます。
貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号147番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料8ページ選果場に向かう道の北側にあります。畑総地区ですので何ら問題ないかと思えます。148番になります。参考資料10ページをお願いします。T果樹園のハウスを過ぎた場所にあります。これから草を植えるとのことで何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号147番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号147番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号148番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号148番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号149番について担当委員の調査報告を求めます。
里村委員お願いします。

里村委員

申請番号149番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。恒例により管理もできないため譲渡人から譲受人に購入してくれないか相談があり今回の申請があったそうです。場所は参考資料12ページ2か所目については水はけも悪く取得して大丈夫かと思っているそうですが、協会などはしっかりしておりますので問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号149番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号149番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号150番について担当委員の調査報告を求めます。

中島委員お願いします。

中島委員

申請番号150番について説明します。譲渡人は譲受人の祖母になります。場所は参考資料13 ページ松原の海岸沿いになります。現在は飼料畑として草が植えられておりました。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑し」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号150番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号150番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5、議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局に申請番号152番と153番の説明を求めます。

事務局
（城）

（事務局の説明）

それでは本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
まず、申請番号152番について勝尾委員、榮委員お願いします。

榮委員

申請番号152番について説明します。3月9日勝尾委員と事務局と現場を確認しました。畑総地区ですので何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号152番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号152番は審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は許可意見として県審議委員会に諮問します。

次に、申請番号153番について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員、榮委員お願いします。

榮委員

申請番号153番について説明します。参考資料16 ページ既存牛舎が建っていますがこの南側に新設することです現場は先ほど同様3月9日に確認しております。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号153番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号153番は審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は許可意見として県審議委員会に諮問します。

日程第6、議案第45号 農地法第5条の規程による許可申請についてを議題とします。
事務局に申請番号154番から157番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

議長 それでは担当委員の調査報告を求めます。
申請番号154番について勝尾委員、榮委員をお願いします。

榮委員 申請番号154番について説明します。参考資料17 ページ畑総地区ですが以前の所有者が倉庫を建設しており今回増設計画に伴って除外申請がありました。現場は3月9日確認しております。皆様のご審議をお願いします。

議長 これから本案に対する質疑に入ります。
〔「質疑なし。」と呼ぶ者あり。〕

質疑なしと認めます。
これから、申請番号154番を採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号154番は審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は許可意見として県審議委員会に諮問します。

それでは申請番号155番について担当委員の調査報告を求めます。
平野委員、禎村委員をお願いします。

平野委員 申請番号155番について説明します。譲受人と譲渡人は親子です。3月10日現場を事務局と確認しました。場所は参考資料18 ページ兼久のH商店から山手側に向かう途中になります。譲受人が牛を飼養していたものを息子が引き継ぐそうです。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議長 これから本案に対する質疑に入ります。
〔「質疑なし。」と呼ぶ者あり。〕

質疑なしと認めます。
これから、申請番号155番を採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号155番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は許可意見として県審議委員会に諮問します。

それでは申請番号156番について担当委員の調査報告を求めます。
平野委員、楨村委員お願いします。

平野委員

申請番号156番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。3月10日現場を確認しました。場所は参考資料19ページ兼久住宅の南側になります。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから、申請番号156番を採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号156番は審議の結果、これを認めることに決定しました。
この案件は許可意見として県審議委員会に諮問します。

それでは申請番号157番について担当委員の調査報告を求めます。
岩元委員、中磯委員お願いします。

岩元委員

申請番号157番について説明します。当部集落の中心部になります。集落住宅建設のために申請が上がっております。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。
これから、申請番号157番を採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号157番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第7、議案第46号 非農地証明願い申請についてを議題とします。
事務局に申請番号158番と159番の説明を求めます。

事務局
(城)

(事務局の説明)

ここで議長を中島会長代理と交代します。

中島会長代理

それでは申請番号158番と159番を一括審議とします。
本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
仲委員、奥委員、田原委員お願いします。

田原委員

申請番号158番について説明します。場所は瀬瀧の旧県道の海側のカーブの箇所になります。現場を確認し非農地で問題ないとの判断になりました。皆様のご審議をお願いします。

中島会長代理

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから申請番号158番について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号158番は審議の結果、これを認めることに決定しました。
続いて申請番号159番について採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。
よって申請番号159番は、審議の結果これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

議長

日程第8、議案第47号 農用地利用集積計画（利用権設定）について
を議題とします。
事務局に本案の説明を求めます。

事務局
（城）

（事務局の説明）

議長

これから本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから本案について採決します。
お諮りします。
本案はこれを認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

賛成多数。
よって本案は審議の結果これを認めることに決定しました。

日程第8、諸報告を行います。諸報告についてはお手元に配布してありますのでお目通し願います。

次に報告第1号、農地法第4条1項第7号の規程による農地転用届出書を1件受理してあります。

以上で諸報告を終わります。

以上で議事日程を終了し、協議会に入ります。

（協議会）
協議事項、意見等はありませんか。

事務局より連絡等はありませんか

事務局

それでは事務局より連絡等を申しあげます。

<p>(城)</p> <p>議 長</p>	<p>次回の定例総会は、4月15日、金曜日、13時30分からを予定して いますのでお願いします。</p> <p>以上で、協議会を終わります。</p> <p>以上で本日の日程は全部終了しました。 令和4年3月天城町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 <u>14時 20分</u></p>
-----------------------	--

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公 男 印

署名委員 麓 福太郎 印

署名委員 富山 良一 印